

税金特集号

2月5日から確定申告受付が始まります。日時、会場を確認の上、来場下さい。

建設長崎

February No.632

2018年2月15日

1部20円 組合員の購読料は組合費に含まれます
印刷●株昭和堂 TEL 095-821-1234

発行●長崎県建設産業労働組合 〒852-8021 長崎市城山町17番58号 TEL 095-862-7121 FAX 095-862-5281 http://www.kensetunagasaki.org/ 発行責任者●田上一郎 編集人●若杉孝雄

新春旗開き

仕事確保と後継者づくり —建設技能者の労働環境整備を—

「二〇一八建設長崎新春旗開き」が、平成三十年一月五日組合本部で開催され、各政党、労働団体代表、各級推薦議員並びに組合本部役員、書記局の総勢一〇〇名が集いました。



お礼
平成三十年年度国保組合の補助金はほぼ昨年並みの現行補助水準を確保することができました。
厳しい国の予算状況のなか、組合員並びにご家族の皆さんのハガキ書き要請活動、地元選出国会議員要請、そして全建総連と全国の仲間の総力を挙げた取り組みの結果です。
国保補助金確保の決定にあたり、皆様のご協力に心よりお礼申し上げます。
平成三十年一月十日
長崎県建設産業労働組合
長崎県建設事業国民健康保険組合
代表 船津 栄 市



年頭のあいさつをする船津委員長

主催者を代表して、船津執行委員長より「昨年、組織強化の取り組みでは、一昨年に続き二年連続で組織純増を達成することができました。引き続き、拡大に全力を尽くしてまいります。今年、組合員皆様の仕事と生活を守ることを最優先として、建設技能者の労働環境を整備し、仕事確保と後継者づくり、長建国保の育成・強化に努めます。戊年の今年、「天も歩けば棒に当たる」という諺がありますが、動けば何かに当たるということの良い意味に捉え、組合も積極的に活動し物事に当たり何かを得てまいりたいと存じます。今年も飛躍の一年になりますように、皆様方のご支援・ご協力をお願い申し上げます」



参加者全員で団結がんばろう

組織拡大行動にご協力を!!

- △「声を大きく、団結して」仕事と生活を守ろう!
- △「建設国保の育成・強化」には多くの仲間の協力が必要です!
- △組合が大きくなれば、魅力・メリットも充実・発展します!

～未加入者を紹介して下さい～

- ◆一人でも紹介された方に「粗品」進呈
- ◆紹介された方が組合加入された場合3ヶ月後に「3,000円」進呈



新年行事のスタートとなる「支部旗開き」が、一月十二日の大村支部を皮切りに行われ、支部役員、青年部、主婦会が参加。また、成人・初老・還暦・古希・女性の厄入りと、昨年より新設された喜寿・米寿を迎えられる方々を招き、皆でお祝いしました。最後に、参加者全員で今年一年の支部の発展と、組織拡大・内部強化を誓いました。

各支部旗開き開催

(二月十二日～二十六日)



平成29年分所得税確定申告の主な変更点

1 医療費控除添付書類の変更

これまでの領収書の添付に代えて「医療費控除の明細書」を添付し、領収書は5年間保存することが原則となりました。

さらに、医療費の明細書に国保組合から送付される「医療費のお知らせ」を添付した場合は明細に省略記載(医療費のお知らせに記載されている支払った医療費の額等を合計して記載でき、詳細な記載を省略)することができます。

ただし、医療費控除の添付書類とできる医療費のお知らせには「被保険者等が支払った医療費の額(つまり、窓口負担額)」等が記載されていることが要件とされています。窓口負担額等が記載されていない医療費のお知らせは添付することができません。

なお、平成31年分の申告までは領収書の添付での申告も認められています。

2 セルフメディケーション税制の創設

厚生労働省が指定した市販薬(スイッチOTC薬)の年間購入金額が税込12,000円を超えた部分の金額について88,000円を上限に控除されます。

控除を受けるためには納税者本人が健康診断やインフルエンザ予防接種などを受けていることが必要です。また、①の医療費控除との併用はできません。

添付書類は明細書と一定の取り組みを証明する書類です。領収書は5年間保存します。

※医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書式は国税庁ホームページをご確認ください。

申告受付時の注意点

①法令により個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。
マイナンバーに関する下記の書類を確認の上、ご持参ください。

記載することとされているマイナンバーは税納者本人と扶養親族等です。
なお確定申告書等の提出の際には、
「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の写し」の添付が必要です。

（本人確認書類）

◆マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》
- 通知カード
 - 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限ります。）などのうちいずれか1つ

+

身元確認書類

- 《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》
- 運転免許証 ●公的医療保険の被保険者証
 - パスポート ●身体障害者手帳
 - 在留カード
- などのうちいずれか1つ

②医療費控除の領収書が提出不要となりました

医療費控除の計算には、これまで同様医療を受けた方の病院・薬局ごとの医療費の合計、生命保険等で補填された金額が必要です。必ず領収書をお持ちいただくか、事前に個人毎の一年間の医療費合計額を計算してきてください。

※領収書の代わりに【医療費控除の明細書】の添付が必要です
健康保険組合等（長建保など）より送付される医療費通知（医療費のお知らせ）を添付する場合は、明細の記入を省略できます。
医療費の領収書は自宅で5年間保存が必要です

医療費控除を受けられる方は、
領収書＋医療費通知（医療費のお知らせ）を必ずご持参ください。

消費税受付日程

※各会場とも受付時間は、午前10時～午後4時です。

支 部	受 付 日	会 場
中 央 大 浦	3月20日(火)	桜町総合事務所
市 南	3月19日(月)	市南支部事務所
東 長 崎	3月22日(木)	東長崎支部事務所
浦 上 西 浦 上 東	3月15日(木) 3月16日(金)	組合本部
西 彼	3月19日(月)	西彼支部事務所
諫 早	3月16日(金)	諫早支部事務所
大 村	3月22日(木)	大村支部事務所
島 原	3月15日(木)	島原支部事務所
佐世保中央 佐世保東 佐世保北 北 松	3月15日(木) 3月19日(月)	県北総合会館
平 戸	3月16日(金)	平戸支部事務所

申告対象者は、平成27年の売り上げが1,000万円を超えていた方。
また、消費税課税業者で平成29年の売り上げが1,000万円を下回った方と、消費税非課税業者で平成29年の売り上げが1,000万円を超えた方も手続きが必要です。

消費税申告及び各種届出にも個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

受付時間：午前10時～午後4時まで

【 県 央 総 支 部 】

支部	実施日	対 象 分 会	会 場
諫 早	2月13日(火)	上山、中央、北部、永昌	支部事務所
	2月14日(水)	西部、三浦、南部、長田	
	2月22日(木)	森山、飯盛、有喜	
2月23日(金)	小長井、高来、本野		
2月26日(月)	その他、全分会		
大 村	2月6日(火)	鈴田、大村第1	
	2月7日(水)	大村第2、西大村1・2・3	
	2月8日(木)	萱瀬、竹松1・2、松原	
	2月9日(金)	福重、彼杵、その他	
島 原	2月19日(月)	西部連合分会	千々石公民館 (2階)
	2月20日(火)	島原市および南目地区	支部事務所
	2月21日(水)	島原市および北目地区	

【 県 北 総 支 部 】

支部	実施日	対 象 分 会	会 場
中佐世保 佐世保中央	2月19日(月)	大和、旭、光海、清水、船越、愛宕	県北総合会館
	2月20日(火)	春日、花園、山祇、天神、福石	
佐世保東	2月13日(火)	広田、波佐見、三川内	支部事務所
	2月15日(木)	宮、川棚、針尾	
	2月16日(金)	黒髪、早岐、日宇	
佐世保北	2月27日(火)	皆瀬、本山、吉岡、相浦、棚方	中里皆瀬地区 公民館
	2月28日(水)	上相浦、日野、大野西、松瀬、瀬戸越、柚木	
北 松	2月21日(水)	佐々、小佐々、鹿町	佐々文化会館
	2月26日(月)	吉井、世知原、江迎、松浦	
平 戸	2月8日(木)	平戸北、中部、津吉	支部事務所
	2月9日(金)	田平、生月、度島	

平成29年分確定申告(所得税・消費税) 受付日程のお知らせ

受付の時に用意してくるもの

- ①税務署から送って来た申告用紙及び印鑑と筆記用具
- ②記帳簿(売上・仕入・外注費・労務費・一般経費等が記入されているもの)
- ③家族全員の氏名・生年月日(健康保険証を持参されたら間違いありません。)
- ④生命保険・個人年金・損害保険料(地震保険)の控除証明書(領収書は認められませんので、必ず、控除証明書をお願いします。)
- ⑤配偶者で、パート等の収入があり、扶養家族になる人は、収入明細書を持参下さい。(源泉徴収票も可)
- ⑥国民年金や市町村国保加入の人は、控除証明書、又は納付書(平成29年中に納付した分)



- ⑦病気で長期間仕事ができなくて、収入がない人は医師の証明書(長建保加入の人は国保で証明します。)
 - ⑧医療費控除を受ける人は、病院・薬局等の領収書
 - ⑨不動産収入のある人は、収入明細書とその所在地
 - ⑩農業収入がある人は、農業収入・支出明細書(収支計算書等)
 - ⑪住宅取得控除を受ける人は、銀行から年末残高証明書、初めて受ける人は加えて住民票・請負契約書・売買契約書・登記簿謄本(今年初めて住宅取得控除を受ける人は、事前に支部事務所にお問い合わせ下さい。)
- 《注意事項》
組合は「記帳補助者」です。ご本人の申告は、「自主記帳・自主申告・自主納付」が原則です。再計算で、確認しましょう。

※女性担当者も原則として税金受付会場に入るため、支部によっては受付当日に支部事務所を閉めさせて頂く場合があります。

総支部別受付日程

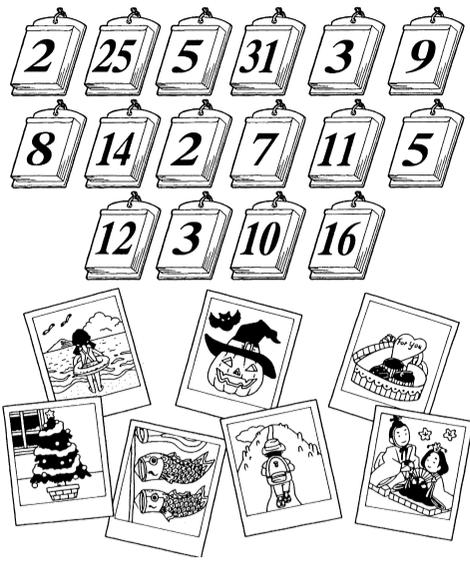
【 中央総支部 】			
支部	実施日	対象分会	会場
中央	2月14日(水)	桜馬場、勝山、片淵、西山、田上、愛宕	地区労会館 2階
	2月15日(木)	佐古、小島、風頭、茂木、その他	
	2月16日(金)	稲佐、旭、飽の浦、小柵、福田、西坂、銭座	
	2月19日(月)	磨屋、伊良林、本河内、日見	
大浦	2月8日(木)	第1日の出、第2日の出、東山、川上、南八景	地区労会館 2階
	2月9日(金)	上田、出雲、南山手、小菅、小島、戸町、新戸町、その他	
市南	2月20日(火)	平山、為石、蚊焼、川原	三和公民館
	2月27日(火)	小ヶ倉、土井首、江川・竿浦、深堀、香焼	南部市民センター
	2月28日(水)	高浜第1、高浜第2、岬木場、野母、その他	三和公民館
東長崎	2月21日(水)	戸石、飯盛	長崎市植木センター
	2月22日(木)	田ノ浦、矢上上、矢上下	
	2月23日(金)	古賀、多良見、その他	

【 浦上総支部 】			
支部	実施日	対象分会	会場
浦上西	2月5日(月)	竹の久保、城山、小江原	組合本部
	2月6日(火)	滑石2・3・4、横尾	
	2月7日(水)	西北、岩屋、葉山	
	2月16日(金)	三重、三重団地、鳴見台、畝刈	三重地区市民センター
	2月27日(火)	青山、花園、油木	組合本部
	2月28日(水)	江里、西町、その他	
浦上東	2月22日(木)	本原、三原、住吉	組合本部
	2月23日(金)	昭和、上野、緑、坂本	
	2月26日(月)	本尾、三川、女の都、川平、その他	
西彼	2月13日(火)	長与連合分会	長与地区ふれあいセンター
	2月14日(水)	外海、大瀬戸、西海	外海中央公民館
	2月15日(木)	琴海、西彼、西海	琴海文化センター
	2月19日(月)	時津連合分会	時津町北部コミセン

各支部賃金拡大委員会開催日程 (支部順)

支部名	日程	開始時間	会場
中央	2月20日(火)	19時～	支部事務所
大浦	2月28日(水)	19時～	支部事務所
市南	2月20日(火)	19時～	支部事務所
東長崎	3月1日(木)	19時～	支部事務所
浦上西	2月23日(金)	19時～	組合本部
浦上東	2月19日(月)	19時～	組合本部
西彼	2月19日(月)	19時～	支部事務所
諫早	2月26日(月)	19時～	支部事務所
大村	2月23日(金)	19時～	支部事務所
島原	2月21日(水)	19時～	支部事務所
佐世保中央	2月20日(火)	19時～	支部事務所
佐世保東	2月26日(月)	19時～	支部事務所
佐世保北	2月28日(水)	19時～	中里皆瀬地区公民館
北松	2月26日(月)	19時～	支部事務所
平戸	2月21日(水)	19時～	支部事務所

◆カレンダークイズ解答◆
 日付は、2月9日又は、9月2日が正解です。
 イベント名は、平昌オリンピック開会式・肉の日・宝くじの日となっております。



2018年 新春クイズ 当選者発表

新春お年玉クイズに多数のご応募いただきありがとうございます。
 (応募総数 128通)
 (正解者数 105通)
 厳正な抽選の結果、下記の50名の方に記念品を送付させていただきます。

11年連想クロスワード

▼二重ワクの言葉 (ヒント)
 A B C D E F G
 アルケバアタル

イ	ト	キ	リ	バ	ツ	ナ	ヨ	シ
モ	モ	ロ	ン	ツ	ル	ギ	タ	フ
ウ	オ	ク	リ	モ	ノ	ナ	ナ	ラ
ド	ウ	カ	ツ	チ	ア	タ	マ	キン
ウン	メ	イ	ツ	ガイ	ア	ミ	ダ	
ケ	ガ	カ	シ	キ	リ	カ	ゲ	ー
ン	オ	サ	ル	レ	ツ	ド	ト	ス
ア	ケ	マ	シ	テ	オ	メ	デ	ト

答イヌ(犬)とボウ(棒)

クロスワードの答え

「登録解体工事講習」のお知らせ

平成28年6月1日より改正建設業法が施行され建設業許可の業種区分として「解体工事業」が新設されました。
 平成28年5月31日以前は「とび・土木工事業」の許可で「解体工事」を施工していたものが、今後は原則「解体工事業」の許可を取得した業者が「解体工事」を施工することとなります。
 国家資格者(注)がその資格において、解体工事の営業所専任技術者、監理技術者又は主任技術者となるためには、「登録解体工事講習」の受講又は解体工事に係る実務経験が必要となります。
 ただし、経過措置として平成33年3月31日までの間は、とび・土木工事業の技術者(既存の者に限る)が解体工事業の監理技術者等となることが認められています。
(注) 以下の方が該当します。
 ・平成27年度以前の土木施工管理技術検定試験(1級又は2級(種別「土木」))、建築施工管理技術検定試験(1級又は2級(種別「建築」又は「躯体」))に合格した者
 ・技術士(建設部門又は総合技術監理部門「建設」)の2次試験に合格した者
 ※なお、上記2級試験の合格者の方が、特定建設業の営業所専任技術者又は監理技術者となるためには、さらに解体工事に係る指導監督的な実務業務(2年以上)が必要となります。

- 【日程】** 平成30年7月18日(水)、7月19日(木)、7月20日(金)
 ※上記3日間の中より希望する日を選択して申込み
- 【会場】** TKP ガーデンシティ PREMIUM 博多駅前
 (福岡市博多区博多駅前4-2-1 ザイマックス博多駅前ビル)
- 【受付】** 12時より
- 【講習時間】** 12時20分～17時
- 【受講料】** 7,500円(税別) ※テキスト代、講習修了証交付手数料含む
- 【申込み】** インターネットによる申込み
 (全国建設研修センターホームページより)
 ※受付は先着順となります。定員数によっては受付できない場合もあります
- 【お問い合わせ先】** 一般財団法人 全国建設研修センター 解体工事講習係
 TEL: 042(300)1743 FAX: 042(324)0321

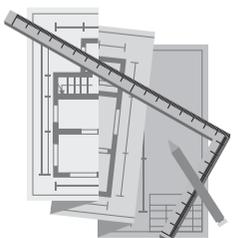
当選おめでとうございます (敬称略)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 橋口 | 堀田 | 糸柳 | 平石 | 増田 | 田島 | 井上 | 山下 | 桑原 | 早崎 | 松尾 | 井手 | 藤山 | 森下 | 森下 | 江崎 | 森山 | 藤本 | 石田 | 坂本 | 今川 | 寺田 | 野上 | 手水 | 坂本 |
| 和也 | 正昭 | 憲司 | 佳代子 | 啓治 | 浩文 | 徳見 | 竹男 | 秀人 | 智 | 昭幸 | 茂敏 | 達治 | 隆幸 | 輝也 | 覚 | 仁 | 正文 | 裕介 | 晃 | 恵汰 | 郁実 | 哲秀 | 吉紀 | 公平 |
| (西) | (西) | (浦上東) | (浦上東) | (浦上東) | (浦上東) | (浦上西) | (浦上西) | (浦上西) | (浦上西) | (東長崎) | (東長崎) | (東長崎) | (東長崎) | (市南) | (市南) | (市南) | (市南) | (市南) | (市南) | (大浦) | (大浦) | (中央) | (中央) | (中央) |
-
- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 中里 | 久原 | 廣嶋 | 立石 | 中村 | 安藤 | 執行 | 畑山 | 三岳 | 鷹取 | 林田 | 鐘 | 川 | 多 | 伊 | 山口 | 田中 | 梅原 | 林田 | 塩崎 | 池田 | 山口 | 山口 | 天野 | 松尾 |
| 利夫 | 幸雄 | 梓 | 公介 | 末秋 | 清保 | 吉彦 | 学 | 三重 | 基次 | 基次 | 照重 | 章浩 | 拓将 | 好幸 | 春男 | 史郎 | 正朋 | 伝 | 伍希 | 一希 | 昇 | 広実 | 孝 | |
| (五) | (平) | (佐) | (鳥) | (鳥) | (鳥) | (大) |

二級建築施工管理技士対策講座 受講生募集中!!

- 受講申込受付** 4月より随時受付
- 講習場所** 長崎建設技術専門学院 (095-861-9261)
 大村建設技術専門学院 (0957-53-8385)
- 講習期間** 平成30年7月上旬～10月下旬まで (28日間予定)
- 講習時間** 毎週3回予定 午後6時30分～9時まで
- 受講料** 30,000円
- 講習内容** 建築一般I・建築一般II・安全管理・施工計画・品質管理・工程管理・法規I・法規II・実技全般
- 募集人員** 各校とも最低5名以上で実施
- 受験資格** (実務経験) 高等学校(指定学科卒)3年以上
 指定学科以外卒業後4年6ヶ月以上
 実務経験者8年以上
 大学・専門校により実務経験は異なります。

※受講希望者で早目の申込があれば、願書は学院で準備します。



入学(小学校・中学校) 祝金支給のお知らせ

今年、小学校・中学校に入学される子供さんには入学祝金が支給されます。申請については、二月九日(金)までに手続きをお願いします。

申請方法

- ① (長建国保に未加入の子供さん)
 印鑑、子供の生年月日がわかるものを持参の上、支部事務所まで申請をお願いします。(保険証等)
 - ② (長建国保に加入している子供さん)
 事務所まで一括処理しますので申請の手続きは不要です。支給時ハガキで通知します。
- ※詳細は各支部事務所へお尋ね下さい。

【お詫びと訂正】

先月号(平成三十年一月号)の三面に、「年男・年女」の記事を投稿頂いた島原支部の、中村さんの名前を間違えておりました。正しくは左記記載です。お詫びして訂正致します。

(正) 中村正一郎氏

算定基礎に伴う健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書(写し)の提出について

平素より、長崎県建設事業国民健康保険組合の事業運営にご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、当組合では法人事業所等における健康保険適用除外承認者につきまして、適用除外承認証、事業所変更届等により確認、処理をしております。また、厚生労働省及び長崎県の指導により、事業所内における適用除外承認者数の現状把握が義務付けられている為、各事業所様には標準報酬決定通知書の写しの提出を毎年お願いしている所です。

つきましては、法人事業所等適用除外承認者がおられ、かつ今年度分をまだ提出頂けていない事業所様については、標準報酬決定通知書、月額変更届(該当者がある場合のみ)を長建国保事務局まで提出頂きます様お願い致します(FAX可)。

《事務局》

長崎県建設事業国民健康保険組合

〒852-8021 長崎市城山町29-26

TEL 095-862-8463 FAX 095-862-6246

長建国保だより

就労状況調査に関するご協力のお願い (加入資格の確認調査の実施)

組合では、組合員資格(職種)の再確認のため、厚生労働省の指導に基づき「組合員就労状況調査」を実施しています。

対象組合員の皆様には、平成30年2月に封書にて調査のご案内を郵送させて頂く予定です。同封の「組合員就労状況調査票」へのご記入と、「建設業に従事していることを証明する書類」(以下「証明書類」)を添付して所属支部事務所まで提出をお願い致します。必要とする証明書類について記載したものをのご案内の封書に同封致します。その他お問い合わせは所属支部までご連絡下さい。

対象組合員の皆様には、ご理解とご協力をお願い致します。



法人事業所は(従業員5名以上を有する個人事業所含む)

健康保険適用除外の承認が必要!



個人から法人成りをされる際はご注意を まずは支部へご相談下さい。

健康保険法により法人事業所(従業員5人以上を有する個人事業所含む。以下「法人事業所等」という。)については、社会保険(健康保険と厚生年金加入、各保険料負担は事業主と従業員との折半)の強制適用事業所となり、その事業主には年金事務所への届出(加入)が義務付けられています。

但し、次のような場合には、法人事業所等の事業主は、健康保険適用除外承認申請書を事実発生から14日以内に所轄の年金事務所に提出し、同所の承認を受けなければなりません。年金事務所の承認を受けることで、年金は厚生年金が適用されますが、健康保険の適用は除外され長建国保に加入することが出来、社会保険と同等と見なされます。

- 長建国保の組合員が法人事業所等の事業主として事業を営む場合。
- 健康保険適用除外の承認を受けている事業所内で新たに雇用した従業員を長建国保の組合員として加入させようとする場合。
- 長建国保の組合員が健康保険の適用事業所に雇用された場合。

▼申請は事実発生から14日以内

この健康保険適用除外承認申請書は、事実発生(雇用日、法人設立日等)から14日以内に年金事務所に提出しなければなりません。

やむを得ない理由により14日以内に届出が出来なかった場合は、その理由を記載した理由書の添付が必要です。やむを得ない理由とは、天災地変や事故、事業主の入院や家族の看護、登記等の事務手続き、離島他、事業主の責によらない事由とされています。

事例

某事業所の法人成りが発覚。事業主は、法人設立後、組合に連絡せずに一年間放置していた。その後、年金事務所に対して申請したが、年金事務所は常識の範囲外の遅延理由であるとして申請を却下し、健康保険と厚生年金の強制適用を課した。当然、長建国保は脱退となった。

▼未承認者は資格喪失

健康保険適用除外の未承認者は長建国保の組合員(被保険者)としては加入資格を認める事が出来ない為、資格喪失となります。

未承認事業主は、至急申請手続きの上、年金事務所の承認を受けて下さい。詳細は組合各支部、又は長建国保までご相談下さい。



健康保険被保険者適用除外承認申請書 (国民健康保険組合被保険者)

① 事業所の記号	② 事業所番号	③ 事業主の氏名	④ 申請者の氏名	⑤ 生年月日	⑥ 性別	⑦ 職種区分	⑧ 申請者の印	⑨ 申請年月日	⑩ 国民健康保険組合長
事業所所在地 (住所)		事業所名称 (氏名)		事業主氏名 (氏名)		電話 (局)		平成 年 月 日 提出	

当該事業所に使用されかつ国民健康保険組合の被保険者である間、健康保険の適用除外の承認を申請します。

社会保険事務局長 社会保険事務局 事務所長 権

インフルエンザの 予防接種費用助成 について



《補助の対象者》

長建国保加入の被保険者組合員及び家族。

《補助の対象》

季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザのワクチン接種「以下予防接種」という。予防接種費用が一回につき1,500円を超えたとき、1,500円を超えた額を補助します。

《補助の申請》

当該組合員が所属する長崎県建設産業労働組合の支部窓口において被保険者証を提示し、申請書(様式第一号)に領収書等を添え申請する。

【申請に必要なもの】

①被保険者証、②予防接種の費用とわかる領収書及び明細書等、③印鑑

《補助申請の期間》

予防接種を受けた日の属する月の末日から起算して6ヵ月以内。
※例) 1月10日に予防接種した場合は、7月30日迄に申請が必要。

【補助の交付】

補助金の交付は、申請に問題がなければ、受付時に支部窓口で交付します。(申請時に交付)

温泉でリラックス!



指定温泉施設の入浴料割引及び補助制度

長建国保では、組合員及び家族の健康の保持増進を図るため「指定温泉利用料金の割引及び補助制度」を実施しています。ぜひご利用ください。

■利用料金の割引

指定温泉と契約し、規定料金より安い料金で利用できます。

■利用料金の補助(小人料金には、割引はありません。)

補助券により、割引料金より更に安い料金で利用できます。

規定料金－メンバーズカード割引＝割引後の料金

割引後の料金－補助券(300円)＝利用者負担金

・長建国保加入組合員(年間15枚)

組合のみ加入(年間6枚)

※詳細については各支部事務所へお問い合わせ下さい。



長崎県建設事業国民健康保険組合 指定温泉一覧表

2018年2月1日

指定温泉名称	利用区分	規定料金	割引後の料金 (メンバーズカード)	補助券の額 (温泉券利用)	利用者負担 (自己負担)	所在地 電話番号	設 備
稲佐山温泉 アマンディ	大人 (中学生以上)	840円	810円	▲300	510円	長崎市 曙町39-38 095-862-5555	和風天然温泉、岩盤浴、バリ風天然温泉
	小人 (3歳以上)	400円	350円	—	350円		
野母崎炭酸温泉 Alega 軍艦島	大人 (中学生以上)	410円	—	▲300	110円	長崎市 野母町692-1 095-893-1133	大浴場、ジャグジー、打たせ湯、サウナ、 寝湯、休憩室
	小人 (4歳以上)	200円	—	—	200円		
ふくの湯	大人 (中学生以上)	830円	—	▲300	530円	長崎市 岩見町451-23 095-833-1126	大浴場、露天風呂、サウナ、岩盤浴
	小人 (3歳以上)	400円	—	—	400円		
やすらぎ伊王島	大人 (中学生以上)	750円	650円	▲300	350円	長崎市伊王島町 1丁目3277-7 095-898-2202	癒湯(露天風呂)、内湯、釜風呂、壺風呂、 檜風呂、露天足湯、樽風呂、炭のうたせ湯、 寝湯
	小人 (小学生)	360円	—	—	360円		
長崎温泉 喜道庵	大人 (中学生以上)	1,550円	—	▲300	1,250円	西彼杵郡長与町 岡郷2762-1 095-887-4126	大浴場、露天風呂
	小人 (5歳以上)	780円	—	—	780円		
	幼児 (5歳未満)	0円	—	—	0円		
道の尾温泉	大人 (中学生以上)	600円	—	▲300	300円	西彼杵郡長与町 高田郷284 095-856-2631	大浴場、ジェットバス、打たせ湯、ジャグ ジーシャワー、ミストサウナ
	小人 (小学生)	320円	—	—	320円		
	幼児 (6歳以下)	160円	—	—	160円		
ゆりの温泉	大人 (中学生以上)	750円	600円	▲300	300円	西彼杵郡長与町 高田郷2289-2 095-856-2617	寝湯、ジェットバス、サウナ、水風呂、露 天風呂、タル湯
	小人 (3歳以上)	350円	—	—	350円		
天然いさはや温泉 和スパ	大人 (中学生以上)	700円	—	▲300	400円	諫早市本野7-1 0957-25-8822	露天風呂、薬湯風呂、サウナ
	小人 (4歳以上)	350円	—	—	350円		
サンスパ おおむら ゆの華	大人 (中学生以上)	650円	550円	▲300	250円	大村市 森園町663-3 0957-50-1126	サウナ、冷水風呂、壺湯、ジェットバス、 寝湯、塩サウナ、家族風呂、シェイプアッ プバス
	小人 (小学生)	300円	—	—	300円		
	幼児 (3歳以上)	200円	—	—	200円		
龍神温泉 かやぜの湯	大人 (中学生以上)	700円	600円	▲300	300円	大村市 田下町17-3 0957-47-8245	内風呂、露天風呂、食事処、仮眠室、マッ サージ室
	小人 (小学生)	300円	—	—	300円		
	幼児 (4歳以上)	200円	—	—	200円		
青雲荘	大人 (中学生以上)	660円	—	▲300	360円	雲仙市小浜町 雲仙500-1 0957-73-3273	露天風呂、大浴場、休憩場、レストラン、 宴会場
	小人 (4歳以上)	330円	—	—	330円		
望洋荘	[外湯] 大人 (中学生以上)	420円	—	▲300	120円	雲仙市小浜町 南本町10 0957-74-3141	大浴場、露天風呂、ジェット泡風呂、休憩 場、レストラン
	大人(高校生以上) [7:30~16:30]	540円	—	▲300	240円		
	大人(高校生以上) [16:30~22:00]	324円	—	▲300	24円		
	小人(2歳以上) [7:30~16:30]	270円	—	—	270円		
小人(2歳以上) [16:30~22:00]	108円	—	—	108円			
ザ・パラダイス ガーデン サセボ (※1)	大人 (中学生以上)	800円	—	▲300	500円	佐世保市 崎岡町853-12 0956-39-4800	うずしお温泉美人の湯、露天風呂、貸切家 族風呂
	小人 (小学生)	400円	—	—	400円		
	幼児 (3歳以上)	250円	—	—	250円		
ホテルローレイ ばってんの湯 (※1)	大人 (中学生以上)	700円	560円	▲300	260円	佐世保市 南風崎町449 0956-59-3939	大浴場、打たせ湯、寝湯、露天風呂、サウ ナ、休憩室、食事処
	小人 (小学生)	400円	—	—	400円		
はさみ温泉 湯治楼	大人 (中学生以上)	600円	—	▲300	300円	東彼杵郡 波佐見町 長野郷558-3 0956-76-9008	大浴場、露天風呂、サウナ、休憩室、食事 処
	小人 (小学生)	300円	—	—	300円		
	幼児 (3歳以上)	200円	—	—	200円		
平戸たびら温泉 サムソンホテル	大人 (中学生以上)	900円	700円	▲300	400円	平戸市田平町 野田免210-6 0950-57-1110	展望露天風呂、電気風呂、ジャグジーエス テ風呂、座り湯、サウナ、岩盤浴(別料金)、 家族風呂(別料金)
	小人 (小学生)	400円	—	—	400円		

◎「平戸千里ヶ浜温泉ホテル蘭風」はメンバーズカード・温泉券が利用できなくなっております。
 (※1) 毎月26日「風呂の日」は規定料金が半額となり、補助券の使用は出来ません。
 (※) 料金など変更になっている場合もありますので、詳細については各温泉施設までお問い合わせ下さい。